

下記の事項を記入して、希望会場あてにこのページを送信してください。
FAX [飯田橋会場] 03-3268-1505 [立川会場] 042-527-0764



平成30年度消費者問題マスター講座 FAX 申込書

ボールペンなどで、はっきりとご記入ください。

ふりがな				年代	歳代
氏名					
住所	〒	都外在住の場合、勤務先・在学先	東京都	区・市・町・村	
電話番号					
FAX番号			職業		
希望会場 (どちらかに○)	飯田橋会場 (午後7時～午後9時)		立川会場 (午後2時～午後4時)		
※託児希望者のみ記入 お子様の性別	男・女	年齢 (月齢)			
[応募の動機]					

会場案内

【飯田橋会場】

JR飯田橋駅西口すぐ
地下鉄各線飯田橋駅B2b出口すぐ

東京都消費生活総合センター
 新宿区神楽河岸1-1
 セントラルプラザ17階
 TEL 03-3235-1157
 FAX 03-3268-1505

【立川会場】

JR立川駅南口から徒歩10分
モノレール立川南駅から徒歩8分

東京都多摩消費生活センター
 立川市柴崎町2-15-19
 (東京都北多摩北部建設事務所3階)
 TEL 042-522-5119
 FAX 042-527-0764

受講者募集!

消費者問題マスター講座

◆消費者問題について体系的に知識を習得し、地域や職場等での消費者教育等の推進について、中心的な役割を果たす人材の育成を目的とした、全13回の講座を実施します!

1 開催期間・回数・講義時間・会場

平成30年9月から12月の期間中に2会場で各13回
【飯田橋会場】：午後7時から9時まで／東京都消費生活総合センター教室Ⅰ・Ⅱ
【立川会場】：午後2時から4時まで／多摩消費生活センター教室Ⅰ・Ⅱ



2 応募要件

- 消費者問題に関心があり、地域・職場などにおいて積極的に活動する意欲があること
- 全13回のうち、9回以上受講できること
- 都内在住、または在勤・在学であること
- 過去にこの講座の受講決定を受けていないこと

一流の講師陣による講義

講師の皆様は、消費者問題の第一線でご活躍されている弁護士や大学教授、消費者団体等の専門家の方々です!

3 募集人数・受講料

飯田橋会場120名、立川会場100名 / 受講料 **無料**

4 託児

6か月以上の就学前の乳幼児 ※被保育者の性別、年齢(月齢)をご記入ください。

5 申込方法

- ハガキ、FAX：下記①から⑨までの事項を記入し、希望会場の申込先へ
(FAXでの申し込みは、裏面の申込用紙にご記入ください。)

- 住所(都外在住の場合、勤務先・在学先の区市町村名 例)東京都〇〇市在勤(在学)
- 氏名(ふりがな) ③年代 ④電話番号 ⑤FAX番号 ⑥職業 ⑦希望会場
- ⑧託児希望(被保育者の性別、年齢(月齢)) ⑨応募の動機



- 電子申請：

【URL】https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/koza/center/koza_m180626.html



6 申込期限

8月3日(金)【消印・受信有効】※募集人数に満たない場合、締切日以降も受け付けます。

7 申込み・問合せ先

【飯田橋会場】 〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階
 東京都消費生活総合センター 活動推進課「マスター講座」担当
 Tel 03-3235-1157 Fax 03-3268-1505

【立川会場】 〒190-0023 立川市柴崎町2-15-19 東京都北多摩北部建設事務所3階
 東京都多摩消費生活センター「マスター講座」担当
 Tel 042-522-5119 Fax 042-527-0764

8 その他

- 募集人数を超える応募があった場合は、抽選により受講者を決定します。
- 受講の可否について、8月24日(金)までに申込者全員に通知します。
- 全13回のうち9回以上出席の場合、修了証書を交付します。(公的な資格を証するものではありません)

初回・最終回にガイダンスを予定しています。



※ 講義時間は、飯田橋会場：午後7時から午後9時まで、立川会場：午後2時から午後4時までです。

回	開催日		テーマ・講師	概要
	飯田橋	立川		
1	9/11 (火)	9/14 (金)	消費者市民・団体	「消費者市民」という言葉をご存知ですか？「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者が公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」が位置付けられています。そうした社会を目指して行動する「消費者市民」がいま求められています。 消費者市民の考え方とともに、消費者の権利や役割について多くの事例をもとに学びます。消費者団体の活動も紹介します。
			消費者市民としての役割・消費者団体の活動 サステナビリティ消費者会議 代表 古谷 由紀子 氏	
2	9/18 (火)	9/20 (木)	消費生活行政	事業者と消費者との格差を縮めるために消費者行政が存在しています。歴史を踏まえ、消費者行政の現状をお伝えします。消費生活総合センター等による消費者支援行政と、国の各庁による事業者規制行政のそれぞれの役割と、消費者庁設置による連携の強化などを解説します。
			消費生活行政の現状と役割 明治学院大学 法学部 准教授 圓山 茂夫 氏	
3	9/28 (金)	9/27 (木)	製品安全	毎日の生活の中で使用している製品により重篤な事故が繰り返されています。特に、発達中の子供や、生活機能に変化する高齢者で多発しています。 本講座では、製品安全の問題を例題に、一見硬直化された問題をデータや人の知恵を活用して「変えられる化」する新たなアプローチについて解説します。科学的なデータを活用した事故予防法の基本的考え方、簡単に実践できる予防法などを、動画を使って分かりやすく紹介します。
			データと知恵を活用した製品安全 ～消費者問題を「変えられる化」する新たな戦略～ 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能研究センター 首席研究員 西田 佳史 氏	
4	10/2 (火)	10/5 (金)	契約	普段は気をつけているものの、事業者の巧みな話に乗せられて「つい契約してしまった」などといった場合も、消費者の味方となる法制度を知っていれば、契約トラブルを回避することができます。 消費者問題を解決するために、まずは民法による「契約の成立」「取り消し」「無効」など契約の基本ルールについて学びます。
			契約の基礎知識 ① ～民法・消費者契約法～ 弁護士 森 哲也 氏	
5	10/10 (水)	10/11 (木)	消費行動	近年、「エシカル消費(倫理的消費)」という消費行動が注目されています。 「エシカル消費」とは何か、どんな取り組みがあるのかについて紹介します。また、普段の私たちの消費の背景にはどんな問題が存在し、私たち消費者の立場でどういった行動をすれば問題に対して貢献することができるのかについて学びます。
			エシカル消費 ～商品の選択で私たちができる社会貢献とは？～ 一般社団法人 日本エシカル推進協議会理事 公益社団法人 消費者教育支援センター 総括主任研究員 柿野 成美 氏	
6	10/17 (水)	10/19 (金)	契約	消費者と事業者の間には、情報の質や量、交渉力に格差があり、すべての私人が平等・対等であることを前提とした民法のみでは消費者の利益が守られない場合があります。 そこで、消費者の利益擁護を図ることを目的とした、民法の特別法である消費者契約法について学びます。
			契約の基礎知識 ② ～民法・消費者契約法～ 弁護士 森 哲也 氏	
7	10/26 (金)	10/25 (木)	契約	自発的にお店に出向き、現金やカード払いで商品を購入する店舗販売とは異なり、訪問販売やネット通販はその販売方法の特性から、思わぬ消費者被害が発生することがあります。また、代金後払いのクレジットの利用が、トラブルにつながることもあります。 現行の「特定商取引法」と「割賦販売法」により、消費者が民事的にどのような主張ができるようになってきているのかを身近な事例を用いて学びます。
			特定商取引法・割賦販売法の概要 弁護士 拝師 徳彦 氏	

講座で配布する資料は、お持ち帰りできます。



※ 全13回の講義のうち9回以上出席されると、修了証書を交付します。(※公的な資格証明証ではありません)

回	開催日		テーマ・講師	概要
	飯田橋	立川		
8	10/31 (水)	11/1 (木)	金融・投資商品	最近の経済情勢などを背景に、各地の消費生活センター等には、金融・投資商品に関する苦情・相談が依然として多く寄せられています。 「わかった」つもりでいて大きな被害に遭ってしまうような事態を防ぐため、金融・投資商品の基礎とトラブルが多い事例から私たちができる対処法を学びます。 Foster Forum 良質な金融商品を育てる会 事務局長 永沢 裕美子 氏
			金融(商品)の基礎知識とトラブル事例	
9	11/7 (水)	11/9 (金)	食生活	食生活は、社会環境の変化に伴って大きく変わり、その影響からさまざまな問題が生じています。食育基本法は、家庭内での食の教育力低下や日本が抱える多くの食をめぐる問題への懸念を受けて制定されました。子供の食育はもちろんですが、家庭・学校・行政を通して私たち大人も子供と一緒に学んでいきたいものです。さまざまなものを通して、食・農・環境のことをもっと身近に感じ、食育の実践について勉強していきます。
			食生活の改善と食育の実践 ～食・農・環境と食育の関わり～ 東京農業大学 国際食料情報学部 教授 上岡 美保 氏	
10	11/12 (月)	11/13 (火)	高齢者被害	高齢者が抱える「健康」「孤独」「お金」への不安や判断力の低下につけこんだ悪質商法被害など、高齢者からの消費生活相談は年々増加しています。高齢者の消費者被害を防止する対策が求められている中、一つの取り組みとして、地域における高齢者の見守りネットワークの構築があります。 東京都消費生活対策審議会委員であった講師に、被害を未然に防ぐ連携体制の重要性や今後の課題、高齢者を取り巻く状況や高齢者見守りネットワーク構築の現状について解説します。
			高齢者の見守りネットワーク構築に向けて ～高齢者の消費者被害防止のために～ 弁護士 池本 誠司 氏	
11	11/20 (火)	11/22 (木)	食品表示	平成27年4月にスタートした食品表示法に対応して、食品表示が変わってきています。原料原産地表示も義務化され、表示はますます複雑になっています。また、新たに制度化された機能性表示食品も様々な形態で販売されていますが、特定保健用食品(トクホ)との違いなど理解はまだ広く進んでいるとは言えない状況です。食品表示をめぐる現状と課題を知り、消費者としてどのような選択をすべきなのかを学びます。
			食品表示をめぐる現状と課題 ～食品の賢い選び方～ 一般社団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS 事務局長 森田 満樹 氏	
12	11/28 (水)	11/30 (金)	IT社会	私たちの生活で使われるパソコン、携帯電話、スマートフォン。これらの機器はすでに、ごく当たり前使用前に使用されるようになりました。それに比例してトラブルも起きています。知らないうちに狙われ、多額な請求を受けたり、コンピューターウイルスが侵入するなど、大きな被害をもたらすこともあります。 最近の動向も含めて、IT社会に潜む各種の脅威と、その脅威から身を守る対策を学びます。
			IT社会に潜む脅威と対策 ～脅威はこれだけじゃなかった～ 一般社団法人 ECネットワーク 理事 原田 由里 氏	
13	12/3 (月)	12/5 (水)	消費者被害	平成28年10月から財産的被害を集団的に回復するための訴訟制度を設ける「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が施行されました。 近年、消費者被害に遭ったときの対処方法(自治体や企業等が設置する窓口、ADR、少額訴訟、民事調停、消費者団体訴訟制度等)は増えてきましたが、理解はまだ広く進んでいるとは言えない状況です。 そこで、消費者被害に遭った時の対処法にはどのような方法があるのか、どういった特徴を有しているのかについて学びます。
			消費者被害の救済 弁護士 村 千鶴子 氏	